

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目 2 番 20 号
発行日
毎週 2 回
(火曜日・金曜日)

別紙

目 次

監査公表	ページ
○包括外部監査の結果に対する措置	1

監 査 公 表

監査公表第 1 号

平成22年 1 月 8 日

高知県監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第 6 項の規定により、高知県知事から包括外部監査の結果に対する措置について通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

21高行管第306号
平成21年11月27日

高知県監査委員 様

高知県知事 尾崎 正直

平成20年度包括外部監査の結果に基づく措置について（通知）

平成21年 5 月 19 日付け高知県公報号外第16号監査公表第11号で公表された包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第 6 項の規定に基づき別紙のとおり通知します。

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

1

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>第3. 監査の結果及び意見</p> <p>1. 中小企業近代化資金貸付金</p> <p>(7) 監査の結果</p> <p>2) (財) 高知県産業振興センターの設備貸与に係る事務</p> <p>① 事業報告書の記載について センターの平成19年度の事業報告書では、申込み及び決定の状況として、申込件数18件、貸与不承認4件と記載されていた。また、同報告書に記載されている設備貸与審査委員会の開催状況は以下のとおり、18件審議した結果、14件が貸与承認されている。 しかし、設備貸与審査委員会の議事録では、審議件数は14件であり、14件すべてが貸与承認されたことになっている。事実に基づいて事業報告書に記載する必要がある。</p> <p>② 平成19年度の設備貸与の検証 イ 設備貸与の意思決定について センター内での協議過程の記録等が残されておらず、事前協議の過程が不明瞭である。事前協議については議事録等を残すことが必要である。</p> <p>ウ 債務超過先(甲社)への貸与について 本設備貸与制度の趣旨からすると、銀行のような商業ベースの論理と同一に議論すべきでないが、県が債務超過会社に資金を貸し付ける場合もその資金が回収されなければ公的な資金を滅失してしまうことになるので、事業計画の実行可能性及び償還計画等について十分検討する必要がある。 しかし、センターでは、貸与の意思決定は、設備貸与審査委員会の意見に基づいて、理事長が決定することであり、その記録があれば十分であるとしてセンター内の協議過程を記録に残していない。</p>	<p>第3. 監査の結果及び意見</p> <p>1. 中小企業近代化資金貸付金【経営支援課】</p> <p>(7) 監査の結果</p> <p>2) (財) 高知県産業振興センターの設備貸与に係る事務</p> <p>① 事業報告書の記載について 平成19年度の事業報告書には、センター内部で実施している事前の検討会で貸与が不相当と判断し取り下げられたもの4件を含めて申込件数18件、承認件数14件と記載していました。今後は、設備貸与審査委員会で実際に審議したものを事業報告書の実績として記載することとしました。</p> <p>② 平成19年度の設備貸与の検証 イ 設備貸与の意思決定について 事前協議の議事録等を作成すべきとのご指摘を頂きましたので、会議の要点を記載することとしました。</p> <p>ウ 債務超過先(甲社)への貸与について 事前協議の議事録等は、作成していませんでしたので、会議の要点を記載することとしました。 当時は、審査委員会の記録として質疑の記載内容を簡略化していたことから、2～3の簡単な質疑しか行っていないような誤解を招くこととなりました。 なお、現在は議事録の作成にあたっては、審議された内容を詳細に記載しています。</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

2

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>この案件における設備貸与審査委員会の議事録では、2～3の簡単な質疑回答だけで決定しており、十分な検討が行われていたとは感じられない。 センターは県とは異なる法人格とはいえ、設備貸与の原資の2分の1は公金である以上、県と同様に説明責任が問われるべきである。したがって、平成20年9月22日に知事へ報告された「県政改革に関する検証委員会」の報告書にあるように、「透明性ある県政、説明責任を果たせる県政の仕組み」に基づき、県民に十分説明できるだけの資料を残しておく必要がある。</p> <p>③ 設備貸与後のフォローについて ア 決算書について 借主の決算書については、なるべく入手することとしており、必ずしも入手が徹底されていない。滞納の有無にかかわらず、債権管理上、債務者の決算書を入手し、状況の変化などを早期に把握し、対応できるようにしておくべきである。 上述の甲社の貸与直後の決算書(平成20年3月期)は入手されていない。貸与時に債務超過であるにもかかわらず、貸与後の状況の変化に注意すべきであるが、これを怠っている。早急に決算書を入手し状況の変化がないかどうかを確認する必要がある。</p> <p>イ 利用状況報告書 借主は、毎事業年度終了後速やかに、対象設備に係る毎事業年度末現在における利用状況を貸与機関に対して報告することとされているが、平成15年度以降は入手していない。これは、当時の県の担当課とセンターとの間で、利用状況報告書を入手</p>	<p>③ 設備貸与後のフォローについて ア 決算書について 貸与後1年経過した企業を対象に巡回指導を行い、その時に決算書を徴しており、甲社については貸与後間もない(平成20年1月引渡)ことから巡回指導を行っていませんでした。ご指摘の平成20年3月期決算書は、監査実施後に入手し状況を確認しました。</p> <p>イ 利用状況報告書 国が定める業務方法基準により、利用状況を企業から毎年報告してもらうこととなっています。県とも協議を行い、今年度から提出を求めることとしました。</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

3

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>しないよう整理したためである。</p> <p>法令上、利用状況報告書を求めているのは、貸与設備を申請者が実際に利用していることを確認するためのものと考えられるため、その趣旨にしたがって、運用すべきものである。</p> <p>④ センターで管理している個別管理台帳について 管理者のみならず監査等の外部のものが見ても明瞭に分かるような個別管理台帳を作成する必要がある。</p> <p>⑤ 大口滞納者の状況 イ) 各債務者の状況について i. 1回の償還が少額なものについて 債務者Cは、月3万円を返済する約束となっているが、債権元本を回収するのに80年以上要し、債務者Dは、50年以上、債務者Hは、140年以上を要し、現実的な回収方法ではない。</p> <p>ii. 債務者が破産しているものについて 債務者E、Gは、いずれも債務者は破産しており、連帯保証人も一部の人は破産している状況である。破産していない連帯保証人から現実的な回収方法での償還の約束をする必要がある。</p> <p>iii. センターの対応が遅れているものについて 債務者Fは、平成11年以降入金途絶してから、貸与設備を部品に分解して連帯保証</p>	<p>④ センターで管理している個別管理台帳について 個別管理台帳は手書きの台帳で管理しています。監査時にお話のあった違約金の額も含めて即座に見えるように修正すべきだとのご指摘を頂きました。ただ、即座に見えるようシステム化するためにはコストも必要となりますので、当センターの貸与件数にマッチしたシステムでどこまで可能かなど、他県の状況も調査し検討していきます。</p> <p>⑤ 大口滞納者の状況 イ) 各債務者の状況について i. 1回の償還が少額なものについて 毎年、全未収債務者及び連帯保証人に対し残債通知を行うとともに、支払方法について協議を行っています。当該債務者等と面談の際には毎月返済額の増額を求めておりますが、所得の状況から増額困難なケースがほとんどです。なお、面談に応じないなど不誠実な債務者等については法的措置を検討しております。</p> <p>ii. 債務者が破産しているものについて iと同じ。</p> <p>iii. センターの対応が遅れているものについて 債務者Fが使用していた設備は、連帯保証人の下で保管されていることを確認しましたが、残存価値がなく、転売は不</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

4

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>人に保管をしてもらっているということであるが、センターではその部品について現物を確認されていない。長期間放置するのは怠慢であり、早急に現物をセンターの支配下におき、処分するなどの対応が必要である。</p> <p>債務者Iは、平成19年度に期限の利益を喪失して、残債を一括請求しているが、平成19年8月以降入金がない。このような状況でも設備は債務者が使用を継続している。設備の引き上げなどの具体的な対応を早急にする必要がある。</p> <p>⑥ 貸与実行して早期に滞った案件を個別に検証 ア) 案件1 (乙社) について ii. 貸与時の審査について 乙社の平成7年3月期の貸借対照表によると、当該年度に5百万円増資し、現金預金11百万円あり資金的に余裕があるのに貸与申込 (平成8年3月) を行うのは不自然であるが、この点についてセンター内では直近の試算表に基づく検討を行っていなかった。このような不自然な決算書については、この決算書自体が適切であるかを検討する必要がある。</p> <p>また、設備貸与審査委員会の審議については、センターの事務局からの調書を前提に審査を行っているが、調書の内容からすると、事務局の結論を追認するのみで結論ありきの議論となってしまうのではないかと疑問を呈さざるをえない。</p> <p>この乙社の件のように、一回分の割賦損料のみ入金し滞留してしまったという点を反省し、厳格な審査が望まれ</p>	<p>可能であること、また、部品の移設にはコストがかかることから、当該連帯保証人に対し、自らの責任で処分するよう指導しています。</p> <p>債務者Iについては、内容証明郵便により催告書を2度にわたり送付しましたが、返済の意思が見られないことから、顧問弁護士とも相談のうえ、契約解除する方向で検討しています。</p> <p>なお、債務者F及びIに係る債権についても、他の滞納者と同様の対応を行い、その回収に努めます。</p> <p>⑥ 貸与実行して早期に滞った案件を個別に検証 ア) 案件1 (乙社) について ii. 貸与時の審査について ご指摘のとおり、この案件では、直近の残高試算表を徴していなかったため、申込時点における手元現金の額を把握できていませんでした。</p> <p>現在では、直近の残高試算表を必ず請求し、現在残高を確認しています。また、貸借対照表や損益計算書の内容が適正であるかどうか、事前の内部検討会においても審議しています。</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

5

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>る。</p> <p>iii. 貸与後のフォローについて 乙社への貸与審査は、平成6年3月と平成7年3月期の決算書を前提に審査を行ったが、貸与後の平成8年3月期の決算書は入手されていないかった。 貸与後の決算書入手し、貸与時の審査で検討された受注の状況や設備使用者の状況をフォローすることが必要である。</p> <p>イ) 案件2 (丙社) について ii. 設備貸与使用料の請求 リース物件はセンターの所有物であるので、現在使用している会社へこれまでの使用に係る設備貸与のリース料相当額の請求を行うべきである。</p> <p>iii. 設備貸与審査委員会調書への不実の記載について メインバンクの支援の可否に関しては、当該メインバンクの融資担当役員と面談して確認し、面談の内容の記録を残しておく必要がある。</p> <p>iv. 貸与後のフォローについて 丙社の貸与後の決算期 (平成17年3月期) の決算書も、入手されていないかった。設備使用者の状況をフォローすることが必要である。</p> <p>⑦ 時効の中断の手續 債務者からの確認書の入手を徹底し、それを拒むような債務者には裁判上の請求を行うことによ</p>	<p>iii. 貸与後のフォローについて ご指摘のとおり、乙社については貸与後の決算書を手入できていませんでした。今後は、定期的に決算書の提出を求めるとともに、計画的に巡回指導を行い、企業の活動状況をフォローアップしていきます。</p> <p>イ) 案件2 (丙社) について ii. 設備貸与使用料の請求 丙社の代表者と面談した結果、丙社の代表者の兄が経営する会社に設備を使用させていたことが判明しましたので、丙社との契約を解除し、現在使用している会社との間でリース契約を締結する方向で取り組んでいます。本来であれば、現在使用している会社に対し、これまでの使用に係るリース料を請求するべきではありますが、使用に供した期間が未確定であることから、契約解除時までのリース料は丙社に請求することとします。</p> <p>iii. 設備貸与審査委員会調書への不実の記載について 次回以降、融資担当者との面談記録等を残していくこととします。</p> <p>iv. 貸与後のフォローについて ア) のiiiと同じ。</p> <p>⑦ 時効の中断の手續 面談により、債務確認書を徴することにしてあります。なお、提出を拒否された場合は、ご指摘のとおり裁判所に申し立てることとし</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

6

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>り、時効の中断を徹底する必要があります。</p> <p>3) 高度化資金及び近代化資金の滞納債権 イ) 債務者の状況について i. 債務者の事業が破綻している場合 債務者A、B、C、Dのように、主たる債務者は破産又は休業し、連帯保証人やその相続人も大多数は年金や各自の給料を原資に債務の返済を行っている状況であり、全額を回収するまで数十年から数百年を要するものもある。 このような案件については、債務者が現実的に支払うことができる期間をもとに償還計画を作成し、それ以外の債権額は不納欠損にするという処理を検討することが望まれる。</p> <p>ii. 債務者の事業が継続している場合 債務者Eのように事業を継続し、その資金で債務の返済を行っているようなところは、事業の継続を前提に償還計画を作成し、債権の回収に努めることが望まれる。</p> <p>2. 農業改良資金貸付金 (2) 監査の結果 3) 悪質な事例について ① 貸付審査について 貸付時及び貸付後の事実関係について平成16年に調査しているが、貸付審査が形骸化していたことにより延滞が発生したことについては触れられていなかった。延滞が発生した場合には、早い段階で延滞が発生した原因を明らかにし、今後の発生防止を検討する必要がある。</p>	<p>ます。</p> <p>3) 高度化資金及び近代化資金の滞納債権 イ) 債務者の状況について i. 債務者の事業が破綻している場合 連帯保証人やその相続人の現状を再確認し、債権回収の可能性について整理、判断のうえ、回収可能なものについては債務者とも協議して償還計画表を作成し、計画償還させます。ただし、返済額は収入により変動する可能性があるとともに、現実的に支払うことができる期間の設定は困難であることから、できる限り債権を回収することに努めます。 また、行方不明、生活困窮等により債権の回収が困難であると考えられるものについては、サービサー (債権回収会社) に債務者の資産状況等の調査委託等を行なうが、不納欠損処理を検討します。</p> <p>ii. 債務者の事業が継続している場合 事業の状況について、ヒアリング等により適宜把握して、その都度、償還額を見直し、償還計画を再作成して債権の回収に努めます。</p> <p>2. 農業改良資金貸付金【協同組合指導課】 (2) 監査の結果 3) 悪質な事例について ① 貸付審査について 平成14年12月以降は、県の直接貸付は行っていません。 現在行っている融資機関経由の転貸では、借入申請書は融資機関 (主に農協) の審査及び農業振興センター (又は家畜保健衛生所) の審査を経た上で本課に提出されており、審査は厳格化しています。転貸開始以降の貸付けにおいて、県に対する延滞は発生していません。 また、直貸時の貸付けにあっても、償還期限を30日過ぎてなお履行されない場合は、農</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

7

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>② 現地確認について 貸付実行後、現地確認をしたところ、鶏舎は当初計画の図面と違っており、またパイプハウスで建てられていたことから、撤去をするよう指示し再度建設が行われていた。 建設中の現地確認は要領等で求められていないことから行っていないことであるが、建設中に現地に行き、当初計画どおりに建設されていることを確認する必要がある。</p> <p>③ 変更後の事業計画の入手について 事業収支が大幅に変わる場合には借受者から変更後の事業計画を入手し、当初の約定どおりの償還が可能な事業計画を入手できないければ、一時償還を請求することを検討する必要がある。</p> <p>4) 滞納管理 効果的・効率的な滞納管理を図るため、マニュアル等の統一的な基準を定める必要がある。 なお、滞納管理について、督促状の発送よりも電話督促、電話督促よりも面談がより効果的であると考えられる。滞納の発生後督促状を発送してもなお償還をしない借受者については、速やかに連帯保証人の同席のもと面談を行う必要がある。</p>	<p>協及び農業振興センターから延滞原因、指導経過等の報告を受けることとしています。</p> <p>② 現地確認について 建設を伴う事業等の場合は、融資機関と連携して、適宜、事業実施期間中に現地確認を行うことを検討します。</p> <p>③ 変更後の事業計画の入手について 借受者からは毎年、指導機関に決算書を提出することを義務付けており、経営状況が悪化している場合には、関係機関が連携して経営改善支援を行うこととしています。また、必要に応じて事業計画見直しの支援を行い、変更後の事業計画を提出してもらうこととしています。 債権保全上著しい支障があると認められる場合には、一時償還を検討しますが、収支状況が悪化し、約定どおりの償還ができなくなったことのみでは、一時償還とはしていません。</p> <p>4) 滞納管理 滞納管理の手順については、貸付規則、事務取扱要領、「関係指導所における農業改良資金の取扱方法」により定めています。今後、直貸当時の貸付けの新たな延滞発生は少ないと考えられ、新たに当課独自のマニュアルを作成することは考えていませんが、債権管理・回収の適正化に係る検討プロジェクトチームで作成する予定の債権管理マニュアルを参考に業務を行っていきます。 延滞農家に対しては、督促状の発送のほか、電話や面談による督促を行っています。連帯保証人に対しても同席して面談を行うよう通知している事例もありますが、出席を拒否される場合があります。</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

8

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>5) 滞納管理台帳の作成 借受者及び連帯保証人との交渉経過を記録する資料が作成されているが、担当者レベルの資料となっているため、滞納管理台帳として整備し、上席者がチェックする必要がある。また、滞納の状態が放置されることを防ぐため、実施した手続だけでなく今後の対応についての担当者の所見並びにそれに対する上席者の指示内容を記録する必要がある。</p> <p>6) 連帯保証人への督促等 ① 償還誓約書の入手 債務の早期返済を促すため、連帯保証人からも償還誓約書を入手し連帯保証人に対する督促を行う必要がある。また、償還誓約書の提出を拒まれた場合は、即法的措置をとるべきである。</p> <p>② 相続放棄等の調査 連帯保証人の相続があった場合に、相続があったことは把握しているものの相続放棄等の調査を行っておらず、連帯保証人に対する督促等が長期に渡って行われていない記録があった。対応の遅れは債権の回収をより困難にするため、相続放棄等の調査を遅滞なく行う必要がある。</p> <p>7) 回収不能債権の処理 借受者及び連帯保証人の資力がなく、全額回収が困難な債権について管理を続けることは、費用対効果の観点から妥当ではないため、免除等を行って不納欠損処理を行う必要がある。</p> <p>8) 違約金の徴収</p>	<p>5) 滞納管理台帳の作成 交渉経過の記録は、その都度上席者まで回覧しています。事後の対応について上司の意見がある場合には、回覧時に意見を記載することになります。回覧時には過去の交渉経過の概要をまとめた資料を添付しています。この資料を滞納管理台帳として整理することとし、毎年1回は更新することとします。 また、対応が困難な案件にあっては、上席者を交えて、対策を検討しています。</p> <p>6) 連帯保証人への督促等 ① 償還誓約書の入手 借受者のみでの償還が困難な場合には、連帯保証人に対しても誓約書の提出を求めるケースもありますが、提出されない場合が多いです。借受者の営農継続による償還を基本としており、連帯保証人に誓約書の提出を拒否されたことのみをもって法的措置を行うことはしていませんが、必要な場合は法的措置を行います。 また、法的措置を行うに当たっては、連帯保証人に十分な財産があることが前提になります。</p> <p>② 相続放棄等の調査 連帯保証人が死亡したという情報を得た場合には、数か月後に相続放棄の調査を行い、相続放棄していない者に対しては、債務状況通知を行っています。 なお、連帯保証人の相続人に対する債務継承の連絡は、まず借受者から行うよう要請しています。</p> <p>7) 回収不能債権の処理 小額でも定期的に償還を続けている借受者等がいる場合、不納欠損処分は行っていません。 困難な中でも償還を続けている借受者とのバランスを考慮すると、費用対効果の観点のみをもって不納欠損処理を行うことは適当でないと考えますが、なお、債権管理等プロジェクトチームで作成予定の債権管理マニュアルも参考に対応していきます。</p> <p>8) 違約金の徴収</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

9

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>① 弁済充当順位 元金にまず充当できるよう、滞納者に特例があることを周知させるとともに、特例の要件を緩和することを検討する必要がある。 なお、平成20年10月に要領を一部改正しており、連帯保証人調書の提出を不要とするなど、特例の要件を緩和している。</p> <p>② 違約金の徴収 元金の返済が長期にわたって遅れ、多額の違約金が累積しているケースが散見される。</p> <p>3. 就農支援資金貸付金 (2) 監査の結果 1) 貸付時の合规性等について ② 償還事務の合规性について 領収済通知書の保管に関する責任の所在を明らかにするため、実態に合わせて要領を改正するか、もしくは要領に基づく保管をする必要がある。</p> <p>2) 財団法人高知県農業公社の滞納債権の状況 ① 県の公社に対する指導等 県は、公社の貸付金及び滞納債権について、実績報告書で総額を把握するだけでなく、残高明細等入手し、公社の滞納管理に対する指導を行う必要がある。また、就農研修資金及び就農準備資金の滞納者の中には、県の直接貸付である農業改良資金の滞納者と同一の者もいるが、県と公社は個々に対応しており、両者の連携が図られていない。同一の滞納者について、県と公社は連携を図り、効率的な滞納者への督促等を行う必要がある。</p> <p>② 滞納管理</p>	<p>① 弁済充当順位 元金先充当の対象者には、制度の説明を行っています。 平成20年10月に元金先充当の要件を緩和しています。</p> <p>② 違約金の徴収 違約金の免除等については、国に対して改善策を要望していますが、農業改良資金助成法で徴収が義務付けられており、見直しの考えはないとの回答を得ています。今後も、柔軟な対応ができるよう、他県と協力しながら要望していきます。</p> <p>3. 就農支援資金貸付金【協同組合指導課】 (2) 監査の結果 1) 貸付時の合规性等について ② 償還事務の合规性について 要領どおり、会計管理局で保管することとしています。</p> <p>2) 財団法人高知県農業公社の滞納債権の状況 ① 県の公社に対する指導等 滞納債権の状況については、個人情報に留意しつつ、定期的に公社より報告を受けており、滞納者に支払を促す働きかけを行っているか確認を行うなど、適切な対応をしています。 農業公社が把握している就農支援資金借受者の情報を第三者である県に提供するには、借受者の同意を得る必要があります。 また、県が把握している農業改良資金借受者の情報を第三者である農業公社に提供するには、借受者の同意を得る必要があります。 現状では、いずれの場合も同意を得ておらず情報共有することはできません。</p> <p>② 滞納管理 (②から⑦までは農業公社が記</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

10

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>③ 滞納管理台帳の作成 借受者及び連帯保証人との交渉経過を記録する資料が作成されているが、担当者レベルの資料となっているため、滞納管理台帳として整備し、上席者がチェックする必要がある。また、滞納の状態が放置されることを防ぐため、実施した手続だけでなく今後の対応についての担当者の所見並びにこれに対する上席者の指示内容を記録する必要がある。</p> <p>④ 貸付審査について 改正された要領には、原則として同一生計親族及び就農支援資金の他の借受者は連帯保証人になれない旨が規定されている。一方、同一の生計であっても就農支援資金及び就農準備資金を貸し付けることは現在でも可能であるため、貸付審査においては、返済の根拠となる事業計画及び金額の必要性についての十分な検討が必要である。</p> <p>⑤ 農業振興センターとの連携 経営が悪化し滞納が発生しているケースでは、経営開始時には行われていた普及指導員による指導が、その後行われなくなっているという共通点が見られる。担当者によると、就農者と普及指導員のコミュニケーション不足等により、目標や課題が共有されていない</p>	<p>載) 協同組合指導課の事例を参考にして、県に準じた滞納管理ができるようルールづくりを行います。</p> <p>③ 滞納管理台帳の作成 交渉経過を記録した資料を滞納管理台帳とします。 交渉の記録は、面談等対応ごとに作成及び回覧し、事後の対応について上司の意見がある場合には、回覧時に意見を記載することとします。</p> <p>④ 貸付審査について 同一生計の方からの貸付申請の提出があった場合は、詳細な事業計画書を提出させ、審査会においても必要性等について十分な検討を行います。</p> <p>⑤ 農業振興センターとの連携 農業振興センターは、「高知県就農促進方針」により認定就農者を重点対象として、関係機関の連携の下で濃密的な指導に努めることとされています。公社としても、個々の事例に応じ、借受者から同意を得て、農業振興センター職員が行う経営指導に同行することとし、長期に延滞が解消されない案件については、農業振興センターの課長や所長とも協</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

11

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>い場合があるとのことである。このような場合には、農業振興センターの所長も交えて就農者と協議をすること等により、就農者に対して継続的かつ十分な指導を行う必要がある。</p> <p>⑥ 違約金の通知 滞納者に対して、元金は定期的 に通知されているが、違約金は通知 されておらず、元金の返済後、 請求によって初めて知らされる。 違約金も回収することにおいて元 金と変わることはないため、元金 を通知する際併せて通知する必要 がある。</p> <p>⑦ 違約金の計算 元金の返済が完了していないた め違約金の請求に至っていないも の、違約金の計算誤りが散見さ れた。これは、違約金の計算が担 当者任せで行われているためであ る。したがって、違約金の計算ル ールを明らかにするとともに、計 算誤りを防ぐため他の者がチェッ クする必要がある。</p> <p>3) 余剰金の回収 県の公社への貸付金は223,381千 円であるのに対し、公社の認定就農 者への貸付金は141,511千円であ り、公社において余剰金が生じてい る。資金の用途が定められた貸付金 であるため、公社において今後貸付 予定がないのであれば、繰上償還さ せる必要がある。</p> <p>4. 森林整備公社賛助金 (2) 監査の結果 3) 今後の課題 ① 「第2期経営改善実行計画」の 確実な実施等について 公社において「第2期経営改善 実行計画」の確実な実施が望まれ る。また、「第2期経営改善実行 計画」は事業活動収支差額を計画</p>	<p>議し、借入者への指導に当たります。</p> <p>⑥ 違約金の通知 償還案内の通知時に、違約金も含めて通知 するようにします。</p> <p>⑦ 違約金の計算 他の職員がチェックし、計算誤りを防ぎま す。</p> <p>3) 余剰金の回収 貸付金の償還方法は、法律等に基づき個々の 契約で定めています。貸付財源に余裕があるこ とをもって繰上償還することまでは求めていま せん。</p> <p>4. 森林整備公社賛助金【森づくり推進課】 (2) 監査の結果 3) 今後の課題 ① 「第2期経営改善実行計画」の確実な実施 等について 計画実行については、年度ごとのチェッ クを行うシステムを構築しており、問題・課題 があればすぐに修正等が可能となるよう留意 しています。</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

12

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>最終年度である平成24年度に黒字 化する取組であるが、それ以降に おいても事業活動収支差額を改善 する継続的な取組が必要である。 その際、確実な実施を図るため、 具体的な数値目標を掲げること及 び当該数値目標と実績の比較分析 を行うことが重要である。</p> <p>② 契約延長及び土地所有者の分収 割合の引下げ等について 契約延長及び土地所有者の分収 割合の引下げについて、収益性の 向上を図るため、土地所有者に対 し公社の経営状況、経営改善努力 等を開示し、十分な説明を行うこ とにより理解を得て行っていく必 要がある。経済的側面からは今後 の投資額の回収が見込めない団地 の投資は行うべきではない。契約 延長及び土地所有者の分収割合の 引下げが行えないことにより今後 の投資額の回収が見込めない団地 の解除等を検討する必要がある。</p> <p>③ 長期収支見直し等の見直しにつ いて 土地所有者等に対する実態開示 及び適切な意思決定に資する試算 を行うため、第三者の専門家を利用 することの検討も踏まえて、設 定した条件の適切性を吟味すると ともに、今後木材価格等が変動す ればこれらの見直しが必要である。 なお、見直しの際は、一定時点 の木材価格等を用いることで有利 な試算結果とならないよう一定期 間の平均を採ることが適当であ る。</p>	<p>また、平成24年度以降の計画については、 初めて総務省と林野庁と地方代表（高知県を 含む5府県）が「林業公社の経営対策等に関 する検討会（以下「検討会」という。）」を 設け、公社の経営改善のための支援策等につ いて協議をしています。その結果を踏まえ て、事業活動収支差額の黒字化の継続と最終 収支の黒字化を目指す計画となるよう経営改 革に取り組むことにしています。</p> <p>② 契約延長及び土地所有者の分収割合の引下 げ等について 公社の経営状況等については、H19年度に 行った各契約団地ごとの資産査定を基に、説 明責任を果たすなど透明性のある経営体質の 強化に努めることにしています。 また、経済性を重視した事業リストラにも 果敢に取り組むとともに、経済性に劣る団地 については、公益性の有無を判断しながら、 県民への説明責任を果たしながら事業継続の 可否を検討することにします。 現在のところ、契約を延長することで新た な管理経費が発生することから、安易な契約 延長による問題の先送りは、厳禁であると思 えています。今後は、土地所有者の管理能力 に応じた森林管理手法を検討する中で、公社 がすべてを負担している育林経費について、 土地所有者へ応能負担を求めるとや森林管 理について新たなビジネスモデル等も検討 し、公社の負担が少しでも軽減されるような 取組について模索していきます。</p> <p>③ 長期収支見直し等の見直しについて 今後の公社経営については、総務省からも 経営検討委員会等の設置を求められており、 その中で、資産査定基準の見直しを含め、従 前の事業評価や今後の事業方針等の検討を行 うこととし、透明性がより一層確保できる経 営体質に改善できるよう努めます。</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

13

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>④ 国や公庫に対する支援の要請について 分収造林事業は国策によって取り組まれてきた経緯があること、また、全国の公社が抱える問題も共通していることから、国や公庫に対しては各府県と連携して元利金の償還猶予及び元利金の減免等の支援を要請していく必要がある。問題を先送りにしない早期の抜本的対策が必要であることについて、各府県と共通の認識を持って、各府県に追隨するのではなく積極的な姿勢による国や公庫に対する支援の要請が望まれる。</p> <p>⑤ 情報公開について 公社の経営状況、経営改善の取組について積極的な情報公開を行い、開かれた経営を進める必要がある。</p>	<p>④ 国や公庫に対する支援の要請について 森林整備法人の経営改善を目指している本県を含む24府県で構成する「森林整備法人等の経営改善を推進するための森林県連合」の提言を受けて、初めて総務省と林野庁と地方代表（高知県を含む5府県）による「検討会」において、公社の経営改善のための支援策等を協議してきた結果、平成21年6月末に最終報告書が公表されました。 この最終報告書を基に、国に対し翌年度以降の具体的支援策の策定を求め、早期の公社経営の再生に取り組むことにしています。</p> <p>⑤ 情報公開について 公社の決算資料等については、公社のホームページに掲載するなど情報公開を行っており、今後も契約地の土地所有者を初め一般県民への情報提供についても積極的に行うなど、説明責任を果たしていくよう公社を指導します。</p>
<p>6. 林業・木材産業改善資金 (2) 監査の結果 3) 借受者Aに対する貸付について 延滞の発生を防ぐため、借受者及び連帯保証人の借入金の有無及び債務保証の有無並びに借受者の償還計画の根拠となる事業計画について、貸付時に確認する書類を入手し、貸付審査の検討事項とする必要がある。 また、延滞が発生した場合には、早い段階で延滞が発生した原因を明らかにし、今後の発生防止を検討する必要がある。</p> <p>4) 書類の保管 大口滞納者10名に対する貸付時の関係書類の提出を求めたところ、貸付決定通知書等がないものや申請書等のコピーはあるが原本がないものがあつた。未回収の貸付金に関する書類は、整備して保管する必要がある。</p>	<p>6. 林業・木材産業改善資金【木材産業課】 (2) 監査の結果 3) 借受者Aに対する貸付について 借受者及び連帯保証人の借入金等を確認できるものは貸付規則上の添付書類ではありませんが、返済能力に関する審査は融資制度運用上の必須事項だと考えています。総合的な貸付可否についての判断をよりの確に行うため、平成15年度からは県の直貸から金融機関を経由する転貸の方式で運用しています。したがって、現在は、借受者の返済能力等は金融機関と債務保証を行う独立行政法人農林漁業信用基金によりチェックがかかる仕組みになっています。</p> <p>4) 書類の保管 未回収の案件ごとに、貸付時の関係書類を再整理しました。</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

14

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>5) 滞納管理台帳の作成 借受者及び連帯保証人との交渉経過を記録する資料が債務者ごとに作成されているが、交渉の経過が一覧となっていないため、滞納管理台帳として整備し、上席者がチェックする必要がある。また、滞納の状態が放置されることを防ぐため、実施した手続だけでなく今後の対応についての担当者の所見並びにそれに対する上席者の指示内容を記録する必要がある。</p> <p>6) 時効の管理 時効の管理を適切に行い、安易に時効が完成することがないようにする必要がある。</p> <p>7) 連帯保証人への督促 借受者からの回収が困難な場合に、連帯保証人に対して、債務状況を通知しているものの、督促等を行っていないケースが散見される。債務の早期返済を促すため、連帯保証人に対しても督促を行う必要がある。</p> <p>8) 償還誓約書に基づく入金 滞納者から償還誓約書を手入するが償還誓約書どおりに入金がない場合に、放置しているケースが散見される。これを放置してしまうと、償還の約束を守らないことを黙認していることになる。また、早期の対応は滞納者からの入金が期待できることから、償還の約束の期日を経過したことが判明した時に電話催促や面談を行うことが必要である。また、滞納者の状況が変化したこと等により償還がなかったのであれば、その理由及び償還の見通しを明らかにする必要がある。</p> <p>9) 回収不能債権の処理 回収不能が確定した債権並びに借受者及び連帯保証人の資力がなく、全額回収が困難な債権について管理</p>	<p>5) 滞納管理台帳の作成 滞納管理台帳を作成しました。交渉経過等を記録し、四半期ごとの状況について、上席者の確認をとる仕組みとします。</p> <p>6) 時効の管理 事務上のミス等により、安易に時効が完成しないよう、滞納管理台帳において、時効の管理も行うことにしました。</p> <p>7) 連帯保証人への督促 連帯保証人に対して督促を行っていないものについて、今後は書面等で確実に催告を行っていきます。</p> <p>8) 償還誓約書に基づく入金 償還誓約書に基づく入金が無い場合には、速やかに償還するように、電話や面談を行い償還を促します。 また、それでも償還が無い場合には、その理由及び償還の見通しを明らかにし、ケースバイケースで確実に処理します。</p> <p>9) 回収不能債権の処理 小額でも定期的に償還を続けている借受者等がいる場合、不納欠損処分は行っていません。 困難な中でも償還を続けている借受者とのパ</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

15

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>を続けることは、費用対効果の観点から妥当ではないため、不納欠損処理を行う必要がある。</p> <p>10) 違約金の徴収 元金の返済が長期にわたって遅れ、多額の違約金が累積しているケースが散見される。</p>	<p>ランスを考慮すると、費用対効果の観点のみをもって不納欠損処理を行うことは適当でないと考えますが、なお、債権管理等プロジェクトチームで作成予定の債権管理マニュアルも参考に検討していきます。</p> <p>10) 違約金の徴収 現在は返済をまず元金に充当することで違約金の増加を抑え、元金の完済した後に違約金に充当しています。 また、違約金の免除等については、林野庁に照会したところ、現行の林業・木材産業改善資金助成法等で免除等の規定を設けていないことと、免除等を認めることで生じるリスクを懸念し、認めていないと回答がありましたので、それに従い現行どおり違約金の徴収を行います。</p>
<p>7. 木材産業等高度化推進資金助成事業預託金 (2) 監査の結果 2) 預託額の適正化について 県は、資金を有効に活用するため、金融機関から事業者への貸付額に応じて金融機関に資金を預託する必要がある。林信基の保証が受けられない事業者または資金が当面必要ない事業者を預託金の計算対象から除くため、金融機関預託の前に借入実績のない事業者について意向調査やヒアリングを行い、預託期間を通じ借入を行う可能性のない事業者を預託金の計算対象から除くことが考えられる。</p>	<p>7. 木材産業等高度化推進資金助成事業預託金【木材産業課】 (2) 監査の結果 2) 預託額の適正化について 本年5月、6月にかけて、昨年度借入実績がない9事業所を訪問し、ヒアリングを行いました。その結果、当面資金の必要がない、又は、金融機関からの借入が難しいと判断される事業所(5事業所)の今年度の借入予定額については、10月に金融機関に預託する額の計算から除外するなど、預託額の適正化を図ることとします。</p>
<p>8. 沿岸漁業改善資金 (3) 監査の結果 1) 滞納管理について ① 延滞発生後の早期対応について 最初に分割返済額が支払えない場合又は分割返済額に満たない支払しかできない状況が発生した場合など借受者本人及び連帯保証人が何とか償還しなければと思っっている間に交渉に臨むことが求められ、一定こうした認識で対応しているが、より徹底した対応が求め</p>	<p>8. 沿岸漁業改善資金【水産政策課】 (3) 監査の結果 1) 滞納管理について ① 延滞発生後の早期対応について 関係機関と連携して借受者に早期の償還を求めます。 関係機関と連携して延滞漁家の経営改善に向けて技術・経営指導を実施します。 償還計画案を作成し借受者と協議し、償還を求めます。</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

16

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>られる。</p> <p>② 滞納処分について 延滞者に対しては、平成12年作成の沿岸漁業改善資金債権管理マニュアルにどのような調査を実施し、どのような場合に法的措置をとるのか、また、高知県財産規則にどのような場合に不納欠損とするのか定められており、これに基づいた適切な対応を実行していくことが求められる。</p>	<p>② 滞納処分について ア 沿岸漁業改善資金債権管理マニュアルに基づき、関係機関と連携して、状況に合わせて下記の対応をします。 (ア) 延滞期間が短期の場合(6か月以下) ・償還期限後30日以内に督促状を延滞者に交付します。 ・延滞者に面接し、延滞の理由、償還の見通し等について調査し、償還を求めます。 ・保証人に弁済請求を行う旨を予告します。 (イ) 延滞期間が長期になる場合(6か月超え) ・延滞者に対して延滞の理由、経営状況、漁業継続の意思の有無、償還に対する誠意の有無、資産収入、償還の見通し等について調査し、償還を求めます。 ・保証人に対して資産収入や償還の見通しについて調査し、償還を求めます。 ・償還誓約書を徴収し、償還を求めます。 (ウ) 延滞が最終償還期限経過後1年以上となる場合など ・長期延滞者又は保証人に資産又は収入がある場合は、内容証明郵便により催告を行います。 ・相当の期間内に償還がない場合は、これらの全員又は一部の者を相手とし、管轄の裁判所に対して民事訴訟法第383条による支払督促の申立てを行います。</p> <p>イ 法的措置を行っても借受者や連帯保証人に償還能力がないなど明らかに回収不能と認められる債権については、高知県財産規則に基づき、不納欠損処理を検討します。</p>
<p>2) 違約金について 違約金については、規則で定められているため徴収しない訳にはいかないが、違約金が貸付元本を上回る場合や、償還誓約書に基づいて分割返済中の場合など違約金の取扱いに</p>	<p>2) 違約金について 違約金の減額等について国に問い合わせをしましたが、沿岸漁業改善資金助成法第11条で徴収が義務付けられており、見直しの考えはないとの回答でした。 今後も柔軟な対応ができるよう他県と協力し</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

17

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>については、検討が必要であると考え</p> <p>る。</p> <p>9. 高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金</p> <p>(2) 監査の結果</p> <p>1) 返還開始までの期間について</p> <p>既に貸与制度自体が終了しており、上記の取扱いは新たに生じないものの、こうした問題が生じた原因を明確にし、今後の再発防止に努めるべきである。</p> <p>2) 一部債権の貸与台帳への未登録について</p> <p>① 旧地域改善対策特別措置法による地域改善対策奨学資金(旧法の制度)について</p> <p>当該未登録債権については、督促等の徴収事務を全く実施していなかった。</p> <p>また、過去の収入調定資料や領収書等から入金を確認できる部分もあるが、台帳への入金がある旨の書き込みしかない部分もあり、確定した入金額は判明しない。ただし、1,829千円については、入金が推測される資料の提示を受けている。</p> <p>したがって、(2,143千円－1,829千円＝313千円)の債権が督促もされことなく放置され続けたこととなる。</p> <p>こうした事態を招いた原因は、過去において一度も貸与台帳の集計を実施していなかったためである。時効の完成が予想され、一定の調査を経た上で不納欠損をせざるを得ないが、再発防止を徹底する必要はある。</p> <p>② 社会福祉奨学資金について</p> <p>約3百万円の債権が、督促もされことなく放置されており、一定の調査後に不納欠損せざるを得ない状況である。</p> <p>また、当時の決算資料の貸付金</p>	<p>ながら国に対して働きかけていきます。</p> <p>9. 高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金【人権教育課】</p> <p>(2) 監査の結果</p> <p>1) 返還開始までの期間について</p> <p>対象者が多数であることなどから周知方法の検討や貸与台帳システムの改修による事務の省力化、事務手続時期の順次繰上げ等を行っています。</p> <p>2) 一部債権の貸与台帳への未登録について</p> <p>① 旧地域改善対策特別措置法による地域改善対策奨学資金(旧法の制度)について</p> <p>債権額の不一致については、保存書類で確認していますが特定には至っていません。また、貸与総額、免除総額ともに既存の集計資料によるものですので再確認作業が必要です。貸与台帳システム改修のためのデータ整理と併せて確認等作業を行うこととしています。</p> <p>また、不納欠損等については、債権管理等プロジェクトチームでの意見等を踏まえて検討を行います。</p> <p>② 社会福祉奨学資金について</p> <p>社会福祉奨学資金債権については整理が必要ですが、事務の方向性等について債権管理等プロジェクトチームの意見等を聞いたうえで対応することとしており、現在は、債権確認資料の未収金関係書類等を検索していま</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

18

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>歳出総額(昭和33年～45年分)は26,913千円となっており、当時の貸与台帳と約10,000千円(26,913－17,014＝9,899千円)乖離している。貸与台帳の一部しか集計できていない可能性もあるが、約10,000千円もの債権について返還有無の確認ができない。当該事実については約40年が経過するなかで、詳細な事実関係の調査は不可能と考えられ、再発防止に努める必要がある。</p> <p>3) 延滞利子について</p> <p>延滞利子について、条例第10条では、被貸与者が正当な理由がなく奨学金又は通学用品等助成金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年7.25%の割合で計算した延滞利子を支払わなければならないと規定しているが、県では延滞利子の徴収を行っていない。</p> <p>これは、過年度から漫然と事務引継ぎを行ってきた結果であり、県庁全体として問題意識を持つ必要がある。</p> <p>4) 滞納管理について</p> <p>① 滞納管理台帳について</p> <p>滞納管理台帳を作成し、戸別訪問の状況等を個人別に把握できるようにしておく必要がある。また、事務効率化のため自動で滞納管理台帳を作成できるように貸与台帳システムの改修を検討することが必要である。</p> <p>② 過年度滞納者への対応について</p> <p>今後の事務処理を早急に改め、過年度滞納額についても適切に督促を実施する必要がある。なお、滞納者を整理する過程で、既に時効が完成している債権があると思われるが、当該債権についてはどのような場合に不納欠損とするのか等を明確に定め、これに基づい</p>	<p>す。</p> <p>3) 延滞利子について</p> <p>監査報告書の改善提案である「貸付目的に応じた統一的な取扱」、「返済スケジュール変更時の取扱」を踏まえて検討を行います。</p> <p>4) 滞納管理について</p> <p>① 滞納管理台帳について</p> <p>貸与主体のシステムを部分改修してきましたが、債権管理に関する機能が乏しいので、収納状況等一覧、集計機能や事務省力に重点を置いたシステム改修を行います。</p> <p>② 過年度滞納者への対応について</p> <p>前記システムの改修には日時を要するため、これに先立って過年度滞納者への対応のため、財務会計システムの未収金データの集計用登録を行っており、順次督促等の作業を行います。</p> <p>また、個別債権に関する問題については、データ等の整理作業と合わせて、債権管理等プロジェクトチームでの検討を行いながら対</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

19

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>た判断を行い再発防止に努める必要がある。</p> <p>なお、平成16年度から18年度については、直近5年内の滞納がある借受者について、分納申出後に入金のない借受者等を重点訪問対象として抽出し、戸別訪問を実施しているが、平成19年度は実施していなかった。今後は、当該重点訪問対象者に、償還誓約書が入手できていない借受者を加えた上で、継続的に戸別訪問する必要がある。</p> <p>③ 借受者本人への対応について 政策的な観点から一定の配慮をすることについては理解できるが、そうした取扱いを明文規定もないままに実施することは問題であり、事務取扱要領等において明文化する必要がある。</p> <p>また、上記のような取扱いは、継続的に入金があり単発的に滞納となった借受者に対しては許容されると思われるが、長期滞納者については保護者（連帯保証人）だけではなく、借受者本人に対しても督促するべきである。</p> <p>5) 財産に関する調書等との整合性について ① 財産に関する調書等の照合について 県は貸与台帳の個人別残高を集計せず、貸与台帳残高と財産に関する調書等との照合を実施していないため、両者の不一致が長年に渡り発見されなかった。</p> <p>財産に関する調書等が過大ということ、県に対する入金がないにもかかわらず貸与台帳上で誤って債権を消滅させている可能性も考えられる。早急に貸与台帳残高と財産に関する調書等を照合し、両者の一致を確認する必要がある。</p> <p>こうした基本的な事務処理を行っていないのは、管理体制が杜</p>	<p>応じます。</p> <p>③ 借受者本人への対応について 保護者を経由した督促、直接本人への督促など取扱基準の明文化や運用などを検討します。</p> <p>5) 財産に関する調書等との整合性について ① 財産に関する調書等の照合について 貸与台帳（債権管理システム）の機能等が不十分なので、システムの改修等の作業を行っています。</p> <p>今後は、貸与台帳と財産に関する調書等との整合性を図ります。</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

20

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>撰というより、管理の体をなしていないと言わざるを得ない。長年にわたり不十分な事務処理を繰り返して、これに対して有効な是正措置を講じなかった担当部課の風土及びその担当者や上司者の職務怠慢ともいえるものである。</p> <p>今後は、決算期末ごとに貸与台帳の個人別残高を集計し、財産に関する調書等との一致を確認する必要がある。</p> <p>② 不納欠損について 上記不一致額については、貸与台帳の個人別残高を集計し財産に関する調書等との照合による原因究明を行う必要があるが、その中には、借受者が時効を援用すれば時効が完成し、不納欠損となり得るものが含まれることが予想される。</p> <p>そのため、延滞者に対して、どのような場合に不納欠損とするのか等を明確に定め、これに基づいた判断をしていくことが望まれる。</p> <p>10. 高知県高等学校等奨学金貸付金 (2) 監査の結果 3) 返還猶予者の要件継続確認について 返還の猶予を受けるためには、大学等の教育施設に継続的に在籍していることが必要であるが、県は当初の猶予申請時において在学証明書を入手しているのみであり、借受者が猶予要件を満たしているか（大学等の教育施設に在籍しているか）についての継続的な確認を実施していなかった。</p> <p>返還決定者を適時に把握することは、滞納の発生を防止する上で極めて重要な作業であり、今後は、毎年の猶予要件の確認が必要である。</p> <p>4) 滞納者管理について ① 初回滞納者への対応時期</p>	<p>② 不納欠損について 延滞債権への対応については、債権管理等プロジェクトチームでの意見等を踏まえて検討を行います。</p> <p>10. 高知県高等学校等奨学金貸付金【高等学校課】 (2) 監査の結果 3) 返還猶予者の要件継続確認について 大学等の教育施設に在籍しているために返還を猶予している者は年々増加しており、今年度も現時点で約250名の猶予者がいる状況です。</p> <p>奨学金業務は、貸与者・返還者の増加に併せて年々業務量も増大していることから、業務全体のことを考えながら対応が可能かどうか、今後、検討を行います。</p> <p>4) 滞納者管理について ① 初回滞納者への対応時期</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

21

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>今後は、滞納初期の対応に積極的に取り組むべきである。なお、長期滞納者については、次項において述べるように、連帯保証人への働きかけを通じての対応を推進する必要があると考えられる。</p> <p>② 連帯保証人への対応 借受者のすべてについて、連帯保証人への対応を示す記載が見受けられなかった。 一定期間ごとに連帯保証人に催告状を送付しているが、長期滞納者については、連帯保証人からの回収を積極的に推進するべきである。また、長期滞納者に該当せずとも、連帯保証人への適時・適切な対応は必要不可欠な業務である。 今後は、連帯保証人からの回収についても積極的に取り組むべきである。</p> <p>5) 財産に関する調書等との整合性について 県民に県財産の状況を開示する財産に関する調書等を正確に作成するため、今後は決算期末ごとに貸与台帳との照合が必要である。 なお、今回の監査に際しては、貸与台帳の滞納者リスト作成メニュー等から抽出した金額の差引計算にて納期未到来額を算定している。本来は、借受者別に滞納額や納期未到来額等を集計し、財産に関する調書等と照合すべきであり、システムの改修を含め今後の対応を検討することが必要である。</p> <p>11. 高等学校定時制通信制課程修学奨励資金貸付金 (2) 監査の結果 2) 延滞利子 延滞利子について、債権が完済されて、初めて請求が行われるのは、債務者にとっても酷である。少なくとも1年に一度は、延滞利子の発生</p>	<p>現在の人員体制では対応が困難であることから、来年度以降、徴収体制を強化することにより取り組むようにしたいと考えています。</p> <p>② 連帯保証人への対応 ①に同じ。</p> <p>5) 財産に関する調書等との整合性について 20年度決算から、財産に関する調書等を正確に作成するよう対応済みです。</p> <p>11. 高等学校定時制通信制課程修学奨励資金貸付金【高等学校課】 (2) 監査の結果 2) 延滞利子 債権の督促時に、延滞利子についても、その時点での延滞利子を明記するようにしています。</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

22

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>状況については、通知する必要がある。</p> <p>12. 保健師、助産師、看護師等養成奨学金貸付金 (2) 監査の結果 3) 返還猶予者の要件確認回数について 返還が猶予されるのは免許取得後、継続して県内指定医療機関において看護師等の業務に従事することが必要であることから、県は猶予要件を満たしているかについて、借受者から卒業時点に提出される「猶予申請書」及び「業務従事届」を入手して確認を行っている。 しかしながら、その後の消息については何らかの調査・確認が行われていない。猶予要件を満たさなくなった時点で返還の請求を行うべきであり、その把握が遅れば行方不明などにより返還されない可能性が高くなるため、返還免除が確定するまでの期間、最低年1回は猶予要件を確認する必要がある。</p> <p>4) 未手続者等に係る取扱いについて 借受者から申請のなかった未手続者等については、多くが2年間の借受であり、かつ、返還免除が確定するまでの従事期間が5年間であることを考慮すると、返還対象となっている者も含まれているおそれがある。約5千万円もの債権が、長期間にわたり返還とも免除ともつかず不明瞭な状態となっているのは、極めて大きな問題である。 債権を確実に回収するためには早期に債務者の状況を確定し、償還手続等を実施する必要がある。今後は、返還免除が確定するまでの間最低年1回は猶予要件を確認し、回答のない者には戸別訪問するなど、未手続者等の発生防止に努めるべきである。</p>	<p>12. 保健師、助産師、看護師等養成奨学金貸付金【医師確保推進課】 (2) 監査の結果 3) 返還猶予者の要件確認回数について 毎年3月に、償還猶予中の者に対し、現況調査報告書を送付して現況確認を行うこととした。 報告書の内容には現在の連絡先、就業先などに加え、一年以内に住所・氏名・就業先等が変更する予定があることについても記入するものとしています。 今年3月には、報告書を対象となる105名の者に対して発送しました。平成21年6月30日現在、85名から回答がありましたが、返事のない者が15名、不達のもの5名いました。 回答があった85名については、全員免除要件に該当していることが確認できました。 返事のない15名に対しては、手紙や電話等で報告書の提出を督促しています。 不達の5名に対しても、実家や前職場等に現住所や職場を確認して報告書の提出を求めています。</p> <p>4) 未手続者等に係る取扱いについて 前回調査(平成21年1月)時点で、平成19年度末の未手続(猶予、免除、償還の手続きが取られていないもの)を56,496千円と報告していましたが、その後すべての個別債権を詳細に確認する中で、59,556千円であることが判明しました。 未手続者に対する現況確認の方法については、まず本人に手紙で手続を要請しました。 次に、不達でなく回答のなかったものについては、本人に督促の手紙を出すとともに、連帯保証人や把握している勤務先等に連絡して、本人に手続を取ってもらうように要請しています。 また、不達のものについては、役所や連帯保証人、勤務先等に連絡して、現住所等を確認し、手紙や電話等で手続を要請しています。 しかし、住民票を変更せず、連帯保証人等にも連絡せずに引っ越している者もいるため、現住所が確認できていないものがあります。これら</p>

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>5) 滞納管理について</p> <p>① 滞納管理台帳について 一元的な滞納管理台帳を作成し、担当者の対応及び上席者の指示内容を明瞭に記載するべきである。</p> <p>② 入金順序について 滞納債権については延滞利子や時効の問題が生じるため、古いものから順に入金消込することが必要であり、借受者への指導を徹底する必要がある。</p> <p>③ 滞納者への対応について 滞納管理においては、初回滞納発生時における迅速な対応及びその後の継続的な接触が重要になる。 今後は、戸別訪問や償還誓約書の入手を図る必要がある。また、電話での交渉記録についても滞納管理台帳に適切に記載する必要がある。</p> <p>④ 連帯保証人への対応について</p>	<p>のものについては、引き続き現住所の確認に努めます。 このような取組によって、平成19年度末に59,556千円あった未手続は、平成20年度に発生した2,304千円を含めて、償還2,388千円、免除14,808千円、猶予2,448千円の手続が取られたため、平成21年6月末現在の未手続は42,216千円となっています。 今後も、今までの方法と合わせて、戸別訪問などを実施することで、未手続の解消と発生防止に努めます。</p> <p>5) 滞納管理について</p> <p>① 滞納管理台帳について 滞納者の収納管理と債権管理は別々のシステムで行っていたため、今回債権管理システムを再構築し、新たに収納データを蓄積・分析する機能を追加して、債権管理システムで一元的に管理することとしました。 今後は情報を一つのシステムに集約したこと、より効率的、適切な管理をしていきます。担当者の対応及び上席者の指示等も、随時、システム内もしくは文書として記録していくようにします。</p> <p>② 入金順序について 納入者も入金順序については把握しているものが多いですが、勘違い等で順序を間違えている者がいました。 入金順序に間違いがあった場合には随時本人と連絡をとり、納付書を確認するようにしています。</p> <p>③ 滞納者への対応について 督促については、今まで2か月に一度だったものを、毎月行うことにしました。それでも納入が無い場合は催告状の送付、電話連絡を行っています。 再三にわたり償還を督促・催促しているにも関わらず、長期間、滞納しているものについては、戸別訪問や償還誓約書等の入手を実施していきます。 また、電話等での交渉記録については、①で構築した管理システムで一元的に管理し、随時上席者に報告して指示を仰ぎ、記録しています。</p> <p>④ 連帯保証人への対応について</p>

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>継続的な入金がない借受者や長期滞納者については、戸別訪問を含め適時に連帯保証人を交えて督促を実施するべきである。</p> <p>⑤ 延滞利子について 延滞利子について条例第9条では、借受者は、正当な理由がなくて奨学金を償還すべき日までにこれを償還しなかったときは、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、償還すべき額につき年14.5%の割合で計算した延滞利子を支払わなければならないと規定しているが、県では延滞利子の徴収を行っていない。 これは、過年度から漫然と事務引継ぎを行ってきた結果であり、県庁全体として問題意識を持つ必要がある。</p> <p>6) 一部債権の貸付台帳への未登録について 現在の貸付台帳の運用開始は平成13年度からであり、運用開始時の検証作業の甘さ、その後の残高管理の甘さが、約7年間も発見されずに放置され続けた主因である。 昭和51年から平成元年までのシステム登録漏れの中で、約6百万円の債権が督促されることもなく、放置され続けてきたことは極めて大きな問題である。 上記債権については、監査期間中に判明したものであり、今後事務の突合など検証作業を行う必要があるが、その中には、借受者が時効を援用すれば時効が完成し、不納欠損となり得るものが含まれることが予想</p>	<p>入金が長期間滞っている滞納者については、連帯保証人を含めて入金を督促するとともに、適時戸別訪問等を実施して、延滞金の解消に努めます。</p> <p>⑤ 延滞利子について 本貸付金は、高知県内の看護師等を確保するため、高知県内で働く意思のあるものに、看護師等養成所で学ぶ間、奨学金を貸し付けるもので、指定医療機関で一定期間就労するという要件を満たせば償還を免除する、教育的な貸付金です。 県は、看護師等の確保が必要な地域の医療機関を指定医療機関として定めているが、年度によって異なるため、同じ医療機関に就労しても、貸し付けた年度によって、一定期間就労しても、免除になったり、ならなかったりすることがあるため、延滞金は課してきませんでした。 県内の指定医療機関以外の医療機関の看護師等として就労した場合にまで延滞金を課することは、県内の看護師等を確保するという制度の趣旨に反すると思われるため、免除等を検討しますが、一方、県外の医療機関に看護師等として就職した場合や、養成所を中退したり、看護師等の資格が取得できなかった場合には延滞金を課するなど、貸付者の状況を峻別して延滞金を課する仕組みをつくる必要があります。</p> <p>6) 一部債権の貸付台帳への未登録について 平成13年度に現システムで債権管理を始めた際に、昭和37年から平成元年までのデータの入力不完全であった(入力漏れは、貸付金ベースで456,407千円)ことについては、主に運用開始時の検証作業やその後の債権管理の甘さに起因するものであることから、深く反省し、今後二度とこのようなことにならないよう厳正かつ適切な債権管理に努めていきます。 具体的には、債権の変動(貸付、償還、免除、猶予等)の管理システムへの入力について、上席者が毎月チェックを行い、入力漏れ等を防ぎます。 なお、システム登録漏れの債権のうち、前回の報告で不明または未手続としていたもの(5,838千円)について、改めて個人別債権台帳等を詳細に確認した結果、すべて免除または</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

25

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>される。</p> <p>そのため、延滞者に対して、どのような場合に不納欠損とするのか等を明確に定めこれに基づいた判断を行い、再発防止に努める必要がある。</p> <p>7) 財産に関する調書等との整合性について</p> <p>① 財産に関する調書等の照合について</p> <p>財産に関する調書等が過大ということは、県に対する入金がないにもかかわらず貸付台帳上で債権を消滅させている可能性も考えられる。早急に貸付台帳残高と財産に関する調書等を照合し、両者の一致を確認する必要がある。</p> <p>こうした基本的な事務処理を行っていないのは、管理体制が杜撰というより、管理の体をなしていないと言わざるを得ない。長年にわたり不十分な事務処理を繰り返し、これに対して有効な是正措置を講じなかった担当部課の風土及びその担当者や上席者の職務怠慢ともいえるものである。</p> <p>今後は、決算期末ごとに貸付台帳の個人別残高を集計し、財産に関する調書等との一致を確認する必要がある。</p> <p>② 不納欠損について</p> <p>上記不一致額については、貸付台帳の個人別残高を集計し財産に関する調書等との照合による原因究明を行う必要があるが、その中には、借受者が時効を援用すれば</p>	<p>償還されており、登録漏れで放置されたままの債権はないことが判明しました。</p> <p>7) 財産に関する調書等との整合性について</p> <p>① 財産に関する調書等の照合について</p> <p>平成19年度末債権現在高等との乖離^{かい}について、再度、個別貸付残高と債権管理システム、債権変動(償還、猶予、免除等)の決定書類等を詳細に照合しました。</p> <p>その結果、平成19年度末の債権残高等は253,059千円となり、平成19年度末債権現在高等293,954千円と40,895千円の乖離^{かい}がありました。</p> <p>主な原因は、昭和50年度決算説明資料での前年度末債権額を、本来同額とすべき昭和49年度決算説明資料年度末債権額より23,584千円多い額を記載したこと、また、個別台帳に基づき精査した平成7年度の償還・免除額が約18,000千円であるにもかかわらず、平成7年度決算説明資料上は、債権の消滅額△1,470千円、すなわち、償還・免除の手続で債権額が増加するという通常は想定しえない内容に起因するものと考えられます。</p> <p>長年このような乖離した状態が続いてきたのは、財産に関する調書を提出する際に、債権現在高と個別貸付残高との照合をすることなく、漫然と、前年度末の債権現在高に当該年度の債権の発生及び消滅を増減していたことが主な要因です。</p> <p>今後は、今回個別貸付残高と債権管理システムを照合して判明した平成19年度末債権現在高を基に、担当者と上席者が当該年度に発生した債権の増減と個人貸付残高を照合し、当該年度末債権残高を報告することで、再発を防ぎます。</p> <p>② 不納欠損について</p> <p>上記不一致額については、財産に関する調書の年度末現在高と個別貸付残高を照合していなかったために発生したもので、報告が杜撰であったということは事実であるが、不一致額＝不納欠損ではなく、年度末債権残高の</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

26

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>時効が完成し、不納欠損となり得るものが含まれることが予想される。</p> <p>そのため、延滞者に対して、どのような場合に不納欠損とするのか等を明確に定め、これに基づいた判断をしていくことが望まれる。</p> <p>13. 介護福祉士等修学資金貸付金 (2) 監査の結果</p> <p>1) 現況報告書について</p> <p>現況報告書は、債権の取扱いを決定する重要な資料であり、年度別及び借受者別に回収状況や猶予要件の継続等が容易に判断できる一覧表を継続的に作成する必要がある。</p> <p>3) 未手続者に係る問題について</p> <p>① 未手続者管理簿について</p> <p>未手続者について、網羅的かつ一元的な管理簿を整備することは、債権管理の責任を明確にする上で必要不可欠である。既に一定の改善が図られているものの、今後は継続的な更新が必要である。</p> <p>③ 未手続者の処遇について</p> <p>県は借受者らの申請によって返還を決定するため、継続的に現況報告書を提出していない借受者さえも未手続者として区分されている。約7百万円もの債権が長期間にわたり返還とも免除ともつかず不明瞭な状態となっているのは、極めて大きな問題である。</p> <p>債権を確実に回収するためには早期に債務者の状況を確定し、償還手続等を実施する必要がある。今後は、未手続者への戸別訪問等を通じて未手続者の発生防止に努めるべきである。</p> <p>4) 滞納管理について</p> <p>① 返済スケジュール変更者への督促状発送について</p> <p>督促状の発送は、債権管理者と</p>	<p>修正で対応すべきと考えます。</p> <p>不納欠損については、債権管理等プロジェクトチームでの意見等を踏まえて検討を行います。</p> <p>13. 介護福祉士等修学資金貸付金【地域福祉政策課】 (2) 監査の結果</p> <p>1) 現況報告書について</p> <p>個人別の提出状況を容易に把握できる一覧表を整備します。</p> <p>3) 未手続者に係る問題について</p> <p>① 未手続者管理簿について</p> <p>個人別に未手続の状況を把握することができる一覧表を整備し、それに基づき指導を実施しています。</p> <p>③ 未手続者の処遇について</p> <p>債務者の状況を把握するため、未手続者を中心に個別訪問(平成21年6月～)を実施し手続を指導、その概要については、個別の債権管理表に記録します。</p> <p>4) 滞納管理について</p> <p>① 返済スケジュール変更者への督促状発送について</p> <p>同左のような場合でも、高知県財産規則第</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

27

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>しての重要な業務であることはいうまでもないが、Aのように変更後スケジュールに基づき継続的な入金を確認されている借受者については、事務コスト節減の観点から発送を取止めることが必要である。</p> <p>② 連帯保証人への対応について 長期滞納者については、連帯保証人への対応を図る必要があり、連帯保証人を交えて償還方針を決定する必要がある。</p> <p>③ 滞納管理台帳について 債権の管理責任を明確にするためには、滞納者への接触記録等が把握できる管理簿を継続的に作成し、上席者の指示内容を事後的に検証できる必要がある。既に一定の改善が図られているものの、今後は継続的な更新が必要である。</p> <p>④ 督促状の発送時期について 督促状は滞納のある納期の翌月中に発送する必要があるが、一部は翌々月の発送となっている。 また、督促状の発送記録には発送年月日を記載する必要があるが、記載されていないものが一部見受けられた。 今後は、規定どおりの事務処理を行う必要がある。</p> <p>5) 財産に関する調書等との整合性について 貸与台帳残高と財産に関する調書等の乖離 (586千円：財産に関する調書等が過大) については、平成19年度の財産に関する調書を作成するに際して、一部免除決定した債権 (586千円) の控除を失念したためである。 今後、こうした事態が生じないように、内部の検証機能を強化する必要がある。</p>	<p>124条に基づく督促状の発送は必須であるため、今後も発送は継続しなければなりません。督促状に補足説明文を添付して発送を実施します。</p> <p>② 連帯保証人への対応について 連帯保証人への督促状の発送や、連帯保証人を含めた3者で償還方針を決定する方向で検討中です。</p> <p>③ 滞納管理台帳について 個別の債権管理表で継続的な更新を実施中です。</p> <p>④ 督促状の発送時期について 現在、規定どおりに督促状の発送を実施中であり、発送年月日の記載漏れもないように、複数の職員で確認を行っているところです。</p> <p>5) 財産に関する調書等との整合性について 決裁処理の段階で、根拠書類と突合するなど内部の検証を徹底していきます。</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

28

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>15. 母子寡婦福祉資金貸付金 (2) 監査の結果 1) 貸付目的達成の事後的検証について 就学支度資金貸付金等の一定の貸付金については、事後的に領収書等を入手することで、貸付資金が目的どおりに支出されたことが容易に検証できると考えられる。今後は、領収書等の提出を義務付ける等の措置を講じ、貸付資金の使途を確認することが必要である。</p> <p>2) 滞納管理について ① 借受者死亡又は破産のケースについて ア) 利害関係者の管理簿について 借受者が死亡・破産した場合には、借受者の相続人、連帯債務者、連帯保証人の別に現況を整理した管理簿を作成・更新し、債務者が一覧できるようにする必要がある。</p> <p>イ) 入金総額が元本を上回る借受者について 延滞金は完納納期分のみであるため実際の延滞金はより多額であり、債権残高に占める延滞金の割合はより高いものとなっていることが確実な状況である。 借受者が死亡・破産し、連帯保証人等からの回収となっているなかで、違約金をどこまで回収するかについての議論が必要である。</p> <p>3) 財産に関する調書等との整合性について 県民に県財産の状況を開示する財産に関する調書等を正確に作成するため、今後は決算期末ごとに貸付台帳との照合が必要である。</p>	<p>15. 母子寡婦福祉資金貸付金【児童家庭課】 (2) 監査の結果 1) 貸付目的達成の事後的検証について 就学支度資金、技能取得資金、修業資金等の一時的に貸付けを行う資金について使途状況の調査を行います。</p> <p>2) 滞納管理について ① 借受者死亡又は破産のケースについて ア) 利害関係者の管理簿について 対象者の把握、抽出を行った後、一覧表作成を行います。</p> <p>イ) 入金総額が元本を上回る借受者について 違約金については、母子寡婦福祉資金違約金事務取扱要領に基づき適正な執行を行います。</p> <p>3) 財産に関する調書等との整合性について 年度末に貸付台帳の残高と財産に関する調書の突合を行います。</p>
<p>16. 高知県・高知市病院企業団貸付金</p>	<p>16. 高知県・高知市病院企業団貸付金【医療センター経営対策課】</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

29

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>(2) 監査の結果</p> <p>1) 貸付時の合規性</p> <p>① 貸付額・貸付期間の適切性</p> <p>平成17年に貸し付けられた150,000千円については、2回償還計画が変更されているが、決裁文書には必要な資金とその返済期間を明示するとともに、見直された資金収支の見込みを添付するなど、償還計画を変更する必要性がわかる資料を添付すべきである。</p>	<p>(2) 監査の結果</p> <p>1) 貸付時の合規性</p> <p>① 貸付額・貸付期間の適切性</p> <p>今後、企業団に貸付け又は償還計画の変更をしようとする場合は、決裁文書に必要な資金とその返済期間を明示するとともに、現在の経営状況が詳しく分かる資料等を添付するなどにより、その償還期間とすることや償還期間を変更する必要性が分かるようにします。</p>
<p>17. 中筋川ダム関連水道水源開発賛助金</p> <p>(2) 監査の意見</p> <p>平成11年3月に宿毛市との間で交わした覚書では、賛助金の返済開始は「当該用水による水道事業を開始した後」となっている。</p> <p>しかしながら、中筋川ダム周辺の工業団地の開発は終了しており、新たな開発計画もないことから、県の工業用水施設や宿毛市の簡易水道施設の整備計画は進展する見込みはなく、「当該用水による水道事業を開始」するどころか水道事業の着工もできない状況にある。</p> <p>このままでは、ダムがある限り宿毛市が負担すべき管理費用を賛助金という形で県が払い続けることとなる。返済期限がない賛助金はまさに出捐金といわざるを得ない。</p> <p>覚書の内容について、県と宿毛市の責任関係をもう一度確認し、今後の宿毛市負担分の管理費用の支払方法等を見直す必要がある。</p>	<p>17. 中筋川ダム関連水道水源開発賛助金【食品・衛生課】</p> <p>(2) 監査の意見</p> <p>多目的ダムとして建設された経過から、他の部局との関係を図りつつ総合的に検討していくことが必要であり、関係部局の協議の場で、当該賛助金についても継続して検討します。</p>
<p>18. 簿外債権の調査結果について</p> <p>1) 財団法人エコサイクル高知への貸付金について</p> <p>県(所管部署は、文化環境部環境対策課である。)は、平成11年度より財団法人エコサイクル高知に対して貸付金を支出しているが、財産に関する調査に記載されていない。</p> <p>当該貸付金が財産に関する調査に記</p>	<p>18. 簿外債権の調査結果について</p> <p>1) 財団法人エコサイクル高知への貸付金について【環境対策課】</p> <p>当該貸付金については、指摘後直ちに、財産管理システムにて債権現在額報告書により報告するとともに、平成21年6月には高知県財産規則に基づき、平成20年度の出納閉鎖までに消滅しなかった債権として、債権現在額報告書により、報告いたしました。</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

30

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>載されていないのは事務処理の誤りである。</p> <p>約6億円もの金額を支出するなかで、その事務処理を適切に行わず、それを4年間も発見できないのは、担当部課の内部牽制機能が十分に働いていなかったためといえる。</p> <p>今後は、決算業務に係る事務運用を適正に行い、再発防止に努める必要がある。</p>	<p>今後は、今回の指摘を厳粛に受け止め、財産規則にのっとった、適正な決算業務に係る事務処理に努めてまいります。</p>
<p>2) 老人福祉資金及び老人居室整備資金について</p> <p>これらの貸付金は利子を徴収するため、貸付元本に対する元利入金総額が100%を上回る借受者が見受けられる。他方、一度も入金がない借受者が5名存在する。借受者から元本の償還を受けるのが公平性の観点から当然のことであり、借受者に資力があれば法的手段に訴えても償還してもらい必要がある。</p> <p>しかしながら、貸付から30年が経過し借受者と連帯保証人が共に死亡している場合など、回収が困難な事例があることは容易に想像できる。</p> <p>したがって、借受者や連帯保証人の状況を整理した上で、どのような場合に法的措置をとるのか、どのような場合に不納欠損とするのかを明確に定め、これに基づいた判断をしていくことが望まれる。</p>	<p>2) 老人福祉資金及び老人居室整備資金について【高齢者福祉課】</p> <p>借受者や連帯保証人の状況を整理し、今後の徴収計画を立てています。</p> <p>借受者の所在が不明な場合及び借受者と連帯保証人が共に死亡している場合は、それらの方々の本籍地の自治体に相続関係書類(改製原戸籍・戸籍謄本・除籍謄本・附票・住民票)の交付を要請しています。その結果から得た情報を基に、借受者本人、または借受者の相続人から徴収を行います。</p> <p>法的措置については、借受者、借受者が死亡している場合は、相続人及び連帯保証人の生活状況調査、資産調査を行い、回収が可能と判断される場合は法的措置を取る方向で、その判断基準や事務手続きを検討しています。</p> <p>また、調査の結果、借受者と連帯保証人が共に死亡しており、相続人の所在や連絡先が分からない場合は、不納欠損として処理できるよう、その判断基準や事務手続きを検討しています。</p> <p>なお、以上のような判断基準や事務手続きを定める際には、債権管理等プロジェクトチームで策定予定の債権管理マニュアルも参考にします。</p>
<p>3) 土地開発公社に対する貸付金について</p> <p>これらの貸付金は、公共用地の先行取得資金として貸付けているものであり、取得した用地の売却資金をもって償還が予定されるものである。したがって、取得用地を売却するまで県が貸付けを行うものであり、その実態は長期の貸付金である。</p> <p>しかし、年度内において貸付け及び償還が完了するため、財産に関する調査に記載されず、財産に関する調査が債権の実態を適切に表していない。</p>	<p>3) 土地開発公社に対する貸付金について【用地対策課】</p> <p>公共事業代替地・公共用地として県から高知県土地開発公社に取得依頼をして購入した土地のうち、保有を継続する資金につきましては、その資金を県が毎年年度当初に無利子で貸し付けています。</p> <p>この貸付金につきましては、^{たん}年度末に公社が金融機関で資金調達をした上で県に返還し、改めてその翌年度当初に県から再び貸し付けるという方法をとっています。</p> <p>そのため短期貸付けが連続して行われているこ</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

31

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>今後は、これらの貸付金を長期の貸付金とした上で、財産に関する調書に記載する必要がある。</p> <p>なお、宿毛市土地開発公社に対する貸付けについては、平成18年度の包括外部監査にて改善を求められたが、平成19年4月16日付けの監査委員による「高知県職員是正請求監査報告書」において、ころがし貸付けもやむを得ないとの結果を受けている。</p>	<p>とから、結果的に見ると長期にわたる貸付けとなっているものですが、当該用地の購入目的が公共事業の代替地及び公共用地ということから、土地開発公社が購入当初から長期保有を前提とせず、売却益を原資とする年度内の短期貸付方式で対応してきた経緯があります。</p> <p>しかし、実質的には土地開発公社の用地保有が長期にわたっているため、当該貸付金の在り方を検討する必要がありますが、仮に長期貸付けとする場合、予算化のための財源として約64億円の一一般財源を充当する必要があります、本県の現在の財政状況からは極めて困難な状況です。</p> <p>このため、当該貸付金は従来どおり短期貸付方式とし、あわせて土地開発公社の保有地処分に取り組んでいきます。</p> <p>【港湾課】 宿毛市土地開発公社に対する用地先行取得資金貸付金（以下「貸付金」という。）については、短期貸付けの連続により、結果的に貸付期間が長期にわたっていますが、当該用地の購入目的が宿毛湾整備事業に係る公共用地及び工業用地ということから、公社が購入当初から長期保有を前提とせず、売却益を原資とする年度内の短期貸付方式で対応してきた経緯があります。</p> <p>しかし、実質的には、公社の用地保有が長期にわたっているため、貸付金の在り方を検討する必要がありますが、仮に長期貸付を行った場合、財源として約40億円の一一般財源を充当する必要があります、本県の財政状況からは極めて困難な状況であります。</p> <p>このため、貸付金は従来どおり短期貸付方式とし、当該用地の公社保有が長期とならないよう、港湾整備事業及び企業誘致を促進し、公社からの早期の再取得に努めます。</p>
<p>19. 平成11年度産業パワーアップ融資資金貸付制度 (2) 監査の結果 1) 滞納者の状況について 債権全額を回収するまでに数百年が要すると考えられる案件については、債務者が現実的に支払うことができる期間をもとに償還計画を作成し、それ以外の債権額は不納欠損にするという処理を検討することが望まれる。</p>	<p>19. 平成11年度産業パワーアップ融資資金貸付制度 【経営支援課】 (2) 監査の結果 1) 滞納者の状況について 債務者、連帯保証人の現状を再確認し、償還計画表を作成します。 なお、債務者等が現実的に支払うことのできる期間を設定することは困難であり、債務者等の生活状況等を把握しながら、不納欠損処理を検討します。</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

32

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>21. 総合意見 (1) 貸付金等の管理について 1) 指摘事項 各貸付金等の債権管理については、 ・債権の一部が貸付台帳へ登録されず、督促も行われぬまま放置されていた。 ・一部の貸付金（各種奨学資金）は借受者からの返還申請がないことをもって、返還対象の債権とされず放置されていた。 など、債権管理における基本的な事務が実施されていない。</p> <p>(2) 貸付審査の形骸化について 1) 指摘事項 滞納者の状況を調査する過程で貸付審査が十分に行われ、適格者に貸付けが行われているのか疑問が生じる事例が見受けられた。 こうした事例を見ると、貸付審査が形式的に行われているのみで、実質的に機能していないものと考えられる。 また、一部の貸付金については貸付審査の過程が文書等で保管されおらず、貸付審査の妥当性を検証できない事例、滞納している貸付残高があるにもかかわらず、貸付時の書類を紛失している事例も見受けられた。</p> <p>(3) 違約金等について 1) 指摘事項 現在の条例では、滞納が発生するとその時点から元本が完済されるまで違約金が計算されることになっている。また、当初の返済計画どおりの返済ができなくなり、返済計画の変更が行われた場合でも、当初計画に基づいて違約金が計算される。 違約金が膨らむことを抑えるため、条例で入金金額を元本に充当する旨の定めをしているものもあるが、入金がなければ違約金は膨らむばかりとなっている。</p>	<p>21. 総合意見 県では、左記の指摘事項等を踏まえ、県の有する債権の適切な管理の徹底と滞納の未然防止、債権回収の強化等収入未済額の縮減に向けた取組を全庁的に推進することを目的として、平成21年5月、債権管理・回収の適正化に係る検討プロジェクトチームを設置しました。 プロジェクトチームでは、債権管理マニュアルの作成、職員の債権管理回収技術・知識の向上、税と税外未収金債権との連携・情報共有、債権管理の適正化推進のための体制等についての検討を行い、平成21年12月を目途に債権管理の適正化のための取組方針を定めた報告書や債権管理マニュアルを策定することとしています。</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づく措置について

33

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>この結果、違約金が当初貸付額を上回っている事例が見受けられた。</p> <p>(4) 連帯保証人への対応について</p> <p>1) 指摘事項</p> <p>滞納が発生した場合、本人に返済能力がないと判断されるときは、即座に連帯保証人に返済の請求をするべきであるが、連帯保証人と面談していない事例もあり十分な対応ができていない。</p> <p>貸付直後に滞納となる事例や一度の入金もないまま滞納となる事例が見受けられるが、このような場合でも連帯保証人への対応が不十分と思われる事例が散見された。</p> <p>(5) 法的措置について</p> <p>1) 指摘事項</p> <p>明らかに回収見込みがないにもかかわらず不納欠損せず、機械的に督促状等を送付している事例が散見された。督促状等を発送するのは債権を回収するためであるが、債権回収という目的が脇に置かれ、督促状等を発送すればそれで職務を果たしたと考えているように思われる。</p> <p>また、延滞額の返済に当たって、毎月の返済額が少額であるため完済までに数百年を要する返済計画を容認している事例が見受けられたが、こうした計画は、完済されることは予定されておらず、回収コストだけが増加し経済合理性を欠く対応である。</p> <p>さらに、不納欠損に際しては、資産があるにも返済しないなど悪質な滞納者について財産の差押え等の措置を講じることが必要であるが、財産の差押え等の実績はほとんどない状態である。</p>	